

答申第26号（諮問第28号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、平成30年7月13日付け千葉市指令教教支第14号により通知した個人情報開示決定及び同日付け千葉市指令教教支第16号により通知した個人情報部分開示決定（以下これらを総称して「本件決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

平成30年6月29日、審査請求人の保護者は、審査請求人を代理して、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「〇〇〇〇が千葉市立〇〇小学校在籍中の〇年次に同級生からのいじめ被害に遭い、平成〇年から不登校になったいじめに関する報告書。文書名を問わず、〇〇小学校の教職員が同校の管理職へ本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書で、報告が対面や会議内で口頭で行われた場合には、報告に使用された文書やメモ等の資料を含む全ての報告記録や会議録」の開示を求める個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録されている文書（以下「本件対象個人情報」という。）として、以下に掲げる文書を特定した。

ア 生徒指導・教育相談面談記録（平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日）

- イ 審査請求人の保護者との面談記録（「H○. ○. ○○○教頭作成」、
「H○. ○. ○○○教頭作成」、「H○. ○. ○○○教諭作成」）
 - ウ 審査請求人の保護者との対応記録（平成○年○月○日）
 - エ 指導課来校記録（平成○年○月○日）
 - オ ミニ・ミーティング共通理解事項（平成○年○月○日）
 - カ 審査請求人の保護者と加害児童の保護者との話し合いについて対応
等をまとめた文書（平成○年○月○日）
 - キ 生徒指導・教育相談面談記録（平成○年○月○日、同月○日、同月
○日、平成○年○月○日、平成○年○月○日。以下これらを総称して
「文書1」という。）
 - ク 千葉市立○○小学校（以下「本件学校」という。）が審査請求人の保
護者に提出した平成○年○年○日付け回答書及び同年○月○日付け回
答書（以下「本件回答書」という。）作成のため審査請求人が○学年の
時の担任教諭（以下「○学年時担任教諭」という。）が作成した資料1
（以下「文書2」という。）
 - ケ 本件回答書作成のため審査請求人が○学年の時の本件学校教頭が作
成した資料2（以下「文書3」という。）
- (2) 実施機関は、前記(1)のアからカまでの文書については、その全部
を開示する旨の個人情報開示決定を行い、その旨を平成30年7月13
日付け千葉市指令教支第14号（以下「本件開示決定通知書」という。）
により、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、文書1、文書2及び文書3について、文書1に記載され
た加害児童の保護者の発言内容及び審査請求人の同級生の氏名、文書2
に記載された審査請求人の同級生の氏名並びに文書3に記載された加
害児童の本件学校における様子は条例第15条第3号本文前段に該当
し同号ただし書のいずれにも該当しないとして、また、文書1に記載さ
れた審査請求人の保護者の行動及び心情に対する学校の考え方、審査請
求人の保護者に対する学校の対応方針並びに審査請求人の保護者の行
動に対する教育委員会又は学校の評価を含んだ記載は同条第7号柱書
に該当するとして、これらの情報が記載されている部分を不開示とする
個人情報部分開示決定を行い、その旨を平成30年7月13日付け千葉
市指令教支第16号（以下「本件部分開示決定通知書」という。）に
より、審査請求人に通知した。
- (4) なお、実施機関は、平成30年11月15日付け弁明書及び平成31
年2月12日付け再弁明書において、本件部分開示決定通知書で「条例
第7条」と記載した箇所は「条例第15条」の誤りであったこと、「第
3号」と記載した箇所は「第3号本文前段」、「第7号」と記載した箇所

は「第7号柱書」と、それぞれ記載すべきであったことを弁明している。

3 本件審査請求

審査請求人は、本件決定に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成30年10月10日付けで実施機関に審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

(1) 実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第29条第2項及び同条第5項の規定に基づき、本件審査請求に係る弁明書及び再弁明書を作成し、それぞれ平成30年11月15日付け及び平成31年2月12日付けで審査請求人に送付した。

(2) 審査請求人は、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、弁明書に対する反論書及び再弁明書に対する反論書を作成し、それぞれ平成31年1月8日付け及び同年3月12日付けで実施機関に提出した。

5 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成30年11月22日付け30千教総第538号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、改めて請求にかなう個人情報を特定の上、開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 公文書の件名及び提示した理由の根拠条文の誤りについて

本件開示決定通知書に記載された文書のうち、「〇〇さんとの面談記録（H〇．〇．〇〇〇教諭作成）」は、学校側の対応者を考えれば、当時の教務主任が作成したものであると思われる。実施機関は、本件決定通知書の「(別紙) 開示しないこととした部分とその理由」の1(4)の標題が誤りであったことについても弁明の補足と称しているが、明らかに訂正すべき事項である。

また、実施機関は、弁明書等において根拠条文に関する記述を補足と

称して変更しているが、実施機関には理由提示義務があるのであるから、当該補足により当初実施機関が判断した理由と根拠条文との適用関係がどのように変わったのかについて、具体的な説明を行うべきである。

(2) 特定した文書について

実施機関は、第2の2(1)のアからケまでの文書を本件対象個人情報に係る個人情報として特定しているが、開示されたほとんどの文書は管理職である本件学校の教頭が作成したものであって、「教職員が同校の管理職へ本件いじめを報告した電子メール等の電磁的記録を含む全ての文書」という審査請求人の開示請求にかなう文書ではない。なお、「教頭」は千葉市の人事発令において管理職とされている。

(3) 平成〇年〇月より前に作成した文書が不存在であるという実施機関の主張について

ア 平成〇年〇月から〇月まで

加害児童からの継続的、集中的な暴力や暴言は5年時に行われており、本人はそれを担任に訴えていたが、担任は本人の訴えを切り捨てるといふ教員として不適切な対応を行っていた。

審査請求人が開示を求めた個人情報は、「いじめに関する報告」であるにも関わらず、加害児童からの集中的、継続的に行われた暴力や暴言によるいじめや、それを止めなければならなかった担任の対応などについての報告及び報告に対する管理職からの指示が、開示された文書には含まれていない。

実施機関は、加害児童の問題行動に関する管理職への報告を口頭で済ませていたことについて、全く問題が無かったかのような主張を行っているが、文書が作成されていれば管理職がいじめの兆候や進行に気付かずとも、回覧されることで他の教職員の目に留まり、いじめや暴力行為が深刻化して重大事態を招く前に現場で対応することが可能となるため、必要に応じて口頭で管理職に報告を行えば済むという問題ではない。

イ 平成〇年〇月以降

本人がいじめ被害や担任の不適切な対応から精神疾患を発症し、平成〇年〇月に学校へ登校するのが難しく不登校となった以降も、本件いじめの解決に向けて学校と話し合いを行っていたが、いじめの解決に向けた取り組みが行われることは、ほとんどなかった。

(ア) 平成〇年〇月から〇月まで

審査請求人は、いじめ被害から精神疾患を発症し、平成〇年〇月に学校へ登校するのが難しく不登校となっており、既に学校事故報告書を作成して教育委員会へ報告すべき段階であるにも関わらず、

学校の保身のために報告も意図的に怠っていたと考えざるを得ない。

(イ) 平成〇年〇月から〇月まで

本件学校は、審査請求人の準不登校の状態での遅刻早退、別室登校等の出席や授業の履修状況を把握するための記録さえも取っておらず、本件学校のいじめ及び不登校への認識や対応は、あまりにも軽いといわざるを得ない。

(ウ) 平成〇年〇月以降

実施機関がいう平成〇年〇月は、学校と話し合っても、再登校していた際の支援やいじめの解決に向けた取り組みが全く見受けられない中で、教育委員会学校教育部指導課（以下「指導課」という。）へ相談をした時期であって、実施機関の主張は誤った認識によるものである。

そして、この頃から本件学校の職員が記録を取り出したというのは、本件いじめを審査請求人が指導課に相談したことから教育委員会も知るところとなったため、それ以降は記録を取り出したということに過ぎず、文書が作成されずに不存在となっている正当な理由にはならない。

平成〇年〇月以降に本来学校が記録すべきであった事項は、保護者への対応の詳細などではなく、加害児童の問題行動とそれによる被害者の状況並びに学校の対応であり、不登校となった本人に対する支援状況、いじめの解決に向けた取り組みである。

ウ 教職員が記録していたメモ

実施機関の「個人メモ」に関する主張は、従前、審査請求人の保護者が実施機関へ宛てた質問状に対する実施機関の回答書の内容と大きく相違する。同回答書では、「個人メモ」は私文書であり、回答書作成の際にも参考にされておらず関知していないとの回答であった。しかし、個人メモを回答書作成に当たり参考とする資料を作成するために使用したのであれば、それは回答書作成のために参考とした資料そのものである。

重要な担任の記録を保存せずに個人メモなどと称して廃棄を容認していたことは隠蔽といわざるを得ない行為である。教務主任が学校を転出するという理由のみで引き継ぐことなくメモを廃棄したという弁明も、到底納得できない。

エ 結論

いじめ防止対策推進法の生命心身財産重大事態及び不登校重大事態に該当する事態にもかかわらず、何らの文書も作成されていなかったという学校、教育委員会の説明は、到底受け入れることはできない。

また、本件学校が平成〇年〇月以前に作成した文書が不存在であることの弁明に正当性はなく、児童の安全にかかわる問題である加害児童の問題行動やいじめの記録を怠っていたことに関し、実施機関は自らの説明責任を全うすべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件部分開示決定通知書における理由提示について

本件部分開示決定通知書の「第7条」は誤りで、正しくは「条例第7条第3号該当」は「条例第15条第3号本文前段該当」、「条例第7条第7号該当」は「条例第15条第7号柱書該当」と記載すべきであった。

2 本件開示決定通知書及び本件部分開示決定通知書における文書の件名について

(1) 本件開示決定通知書について

本件開示決定通知書の別紙に記載した公文書の件名について、前記第2の2(1)イの文書のうち、平成〇年〇月〇日付け審査請求人の保護者との面談記録は、「〇〇さんとの面談記録(H〇.〇.〇〇〇教諭作成)」と記載したが誤りであり、正しくは「〇〇さんとの面談記録(H〇.〇.〇〇〇教頭作成)」と記載すべきであった。

(2) 本件部分開示決定通知書について

本件部分開示決定通知書の別紙に記載した公文書の件名について「回答書作成のため〇年次担任〇〇〇〇教諭が作成した資料2」と記載したが誤りであり、正しくは「回答書作成のため〇年次〇〇〇〇教頭が作成した資料2」と記載すべきであった。

3 本件決定における文書の特定の妥当性

(1) 本件決定に当たって特定した文書は、本件回答書に係る事案(以下「本件事案」という。)に関し、文書名を問わず、本件学校の内部で教職員から管理職である校長又は教頭に報告した文書及び教頭が校長に報告した文書の全てであり、本件開示請求に係る開示請求書の記載を合理的に解釈して、教頭が報告したものを特定したものである。

(2) 平成〇年〇月より前は、本件学校としてはいじめが存在しているという認識はなかったため、本件事案に関して報告するための文書は作成していない。

平成○年○月より前に作成した文書が不存在であることについては、以下のとおりである。

ア 平成○年○月から○月まで

平成○年○月頃から審査請求人と加害児童の衝突が始まり、以降何度か衝突があったものの、当時の加害児童は、審査請求人に限らず周囲の多くの児童と衝突を繰り返していたため、○学年時担任教諭としては、これらの出来事をことさら審査請求人へのいじめであるとは捉えていなかったことから、必要に応じて口頭で管理職に報告を行うのみで、文書による報告を行うことはなかった。

イ 平成○年○月から○月まで

平成○年○月以降、審査請求人の欠席が続く状況にあったが、○学年時担任教諭のほか、教務主任や学年主任などの対応した教職員らは口頭での報告を密に行うことで管理職を含む教職員間の連携を十分に図ることが出来ると考えていたため、管理職への報告や関係する教職員間での協議等は全て口頭で行っており、文書による報告を行うことはなかった。

ウ 平成○年○月から○月まで

平成○年○月頃から徐々に登校できるようになった以降、○学年時の担任教諭（以下「○学年時担任教諭」という。）は、審査請求人の登校の状況等を必要に応じて口頭で報告していた。

この間、審査請求人の登校の状況が不安定な時期もあった一方で、審査請求人と他の児童との間に大きなトラブル等はなかったため、文書による報告は行わなかった。

エ 教職員が記録していたメモ

対応した職員のうち、○学年時担任教諭、○学年時担任教諭及び審査請求人が○学年時の教務主任（以下「○学年時教務主任」という。）は日常的に個人的なメモを作成していたため、審査請求人やその保護者との対応も同じようにそれぞれのメモに記録し、管理職へ口頭で報告するなどの際は必要に応じてそれを参照していたが、下記の経緯により全て廃棄されている。

(ア) ○学年時担任教諭が記録していたメモ

○学年時担任教諭は、本件回答書を求められた際に、記録していたメモの内容を反映させた「回答書作成のため○年次担任○○○○教諭が作成した資料1」を作成したため、回答書が平成○年○月に審査請求人の保護者へ提出された後に、これを廃棄した。

(イ) ○学年時担任教諭が記録していたメモ

○学年時担任教諭は、回答書を作成する際に、審査請求人が○学

年の時の様子や担任としての対応を確認するために記録していたメモを個人的に使用したが、平成〇年度末の時点で当該メモを保存しておく必要もないと判断し、これを廃棄した。

(ウ) 〇学年時教務主任が記録していたメモ

〇学年時教務主任は、人事異動により本件学校を転出する平成〇年度末にこれを廃棄した。

(3) 平成〇年〇月頃から、審査請求人の保護者がいじめがあったことを訴えるようになったため、原則として教頭が保護者の対応をするようになるとともに、保護者への対応について指導課と情報を共有し連携を図るために、教頭が保護者との対応状況の詳細を記録した文書を作成して、当該文書によって指導課及び校長に報告するようになったが、これらの文書は厳密にはいじめそのものの報告書ではない。

したがって、審査請求人が求めるようないじめそのものの報告書は作成しておらず、存在しないものである。

(4) 本件学校の当時の認識が適切であったか否か、文書を作成していないことが千葉県教育委員会公文書取扱規程（平成6年千葉県教育委員会訓令（甲）第3号。以下「教育委員会公文書取扱規程」という。）第15条の「職員は、事務処理にあたっては、内容が軽微なものである場合を除き、必ず公文書を作成するものとする」との規定に照らして妥当であったか否かは別として、平成〇年〇月より前に本件学校の教職員が本件事案に関して管理職に報告するために作成した文書は存在しない。

なお、本件審査請求がなされた後、実施機関において、本件開示請求の対象となる個人情報記録された文書につき、改めて本件学校及び教育委員会事務局の執務室内、ファイルサーバ上の組織共有フォルダ内及びメールボックス内の探索を行い、当時の教育委員会事務局の担当者及び本件学校の関係教職員にその保有の有無について聴き取りを行ったが、なお対象となる個人情報存在しなかったものである。

第5 審査会の判断

本審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件対象個人情報の特定の妥当性について

(1) 問題の所在

ア 本件開示請求の対象は、前記第2の1で述べたとおりであるところ、実施機関は、本件決定において、第2の2(1)のアからケまでに記

載した文書を本件対象個人情報として特定した。

イ 実施機関の説明によると、平成〇年〇月頃から審査請求人の保護者がいじめについて訴えるようになり、この時期から本件学校の教職員が記録文書を作成するようになったもので、平成〇年〇月より前の時期においては、本件学校としては、いじめが存在しているという認識がなかったため、本件事案に関して報告するための文書は作成していなかったとのことである。

ウ これに対し、審査請求人は、いじめは〇学年時（平成〇年〇月から平成〇年〇月まで）に行われていたこと、平成〇年〇月に審査請求人が不登校となり重大事態であるにも関わらず何らの文書も作成しなかったという実施機関の説明は到底受け入れることはできないことなどを主張し、平成〇年〇月より前の時期の文書が本件対象個人情報として特定されていないことについて、本件決定の妥当性を争っているものと認められるため、以下、この点について検討する。

(2) 平成〇年〇月より前の時期の本件対象個人情報が存在しないことについて

ア 実施機関は、前記第4の3(2)で述べた経緯から、平成〇年〇月より前の時期においては、教職員による管理職への報告は全て口頭で行っており、文書による報告は行わなかったこと、また、前記第4の3(2)エで述べた経緯から、教職員が本件事案に関し個人的に作成したメモは、全て廃棄したと主張している。

イ 実施機関の説明によると、平成〇年〇月から〇月までは、〇学年時担任教諭としては審査請求人へのいじめがあるとは捉えていなかったことや個々の衝突も大きな怪我などを伴うものではなかったこと、平成〇年〇月から〇月までは、対応した教職員らは口頭での報告を密に行うことで管理職を含む教職員間の連携を十分に図ることができると考えていたこと、平成〇年〇月から〇月までは、審査請求人と加害児童等との間に大きなトラブル等がなかったことにより、いずれも対応した教職員らは管理職に対して文書による報告を行わなかったとのことである。

そして、これらの対応に係る教職員らの認識の当否は別として、これらの認識を前提とすれば、管理職に対して文書による報告を行わなかったとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ また、実施機関の説明によると、対応した教職員らが作成した個人的なメモについては、メモの内容を反映させた文書を作成したこと、本件回答書が審査請求人の保護者に提出されたこと、人事異動により

本件学校から転出したことを理由に、それぞれ教職員らにおいて既に廃棄されており、本件開示請求の時点では実施機関において保有していなかったとのことであり、組織的に用いるものとして実施機関が保有する文書に該当しない個人的なメモについては、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。）第2条第2項の「公文書」に該当せず実施機関に保存する義務がないことを踏まえても、実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められない。

エ さらに、実施機関の説明によると、本件審査請求がなされた後、実施機関において、本件開示請求の対象となる個人情報記録された文書につき、改めて本件学校及び教育委員会事務局の執務室内、ファイルサーバ上の組織共有フォルダ及びメールボックス内の探索を行い、かつ、実施機関の職員への聴き取りを行ったとのことであり、その探索の範囲に特段の問題も認められない。

オ 以上から、結局のところ平成〇年〇月より前の時期における本件対象個人情報存在しないとする実施機関の説明自体に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、教育委員会公文書取扱規程第15条の規定に照らして文書が作成されていなかったことや当時の教職員らの認識の当否は別として、本件決定において平成〇年〇月より前の時期の本件対象個人情報が特定されていないことは、妥当であったといわざるを得ない。

(3) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、教頭が管理職であるとされていることを理由に、教頭が作成した文書が、「教職員」が「管理職」に報告した文書、すなわち本件対象個人情報には該当しないと主張するが、実施機関も主張するとおり、教頭は「教職員」に含まれるとして、実施機関がこれらを本件対象個人情報として特定したことに何ら不当な点はない。

2 本件部分開示決定通知書における記載の誤り等について

(1) 実施機関は、本件部分開示決定通知書において不開示とした理由の根拠条文及び文書の件名の記載を誤ったことなどを説明しており、これらの記載の誤り等があったことにより、本件決定における理由提示が千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項の規定に照らして妥当であったかが問題となる。

(2) しかし、条例において不開示理由が定められているのは第15条のみであり、「条例第7条」が「条例第15条」の誤りであることは、客観的に見て明らかであったものと認められる。

(3) また、「第3号本文前段」又は「第7号柱書」と記載すべきところを「第

3号」又は「第7号」と記載していたことについては、本件部分開示決定通知書において根拠条文のほか当該条文を適用することの理由が記載され、当該記載はそれぞれ条例第15条第3号本文前段、同条第7号柱書の規定と同一の文言によりなされているため、客観的に判断して、具体的な根拠条文は判別し得るものであったと認められる。

- (4) さらに、部分開示決定通知書において文書の件名を誤っていたことについては、該当する文書には作成者が記載されておらず「回答書作成のため・・・作成した」との文言は「文書の件名」を表すものとして必ずしも本質的な記載であったとはいえないこと、当該文書における不開示部分は本件部分開示決定通知書に具体的に記載されていること、開示された文書のうち「資料2」と記載されている文書は限られていることからすれば、文書の件名の誤りを原因として不開示部分と不開示理由の対照が困難になるものであったとも認められない。
- (5) 以上から、本件部分開示決定通知書においては記載の誤り等があったものの、全体的に見れば、少なくとも内容的には十分な理由提示が行われていたものと認められ、さらに実施機関が弁明書及び再弁明書において補充説明を行ったことにより、記載の誤り等に起因する本件決定の瑕疵は治癒されたものと解される。
- (6) よって、行政庁が行政処分を行うに際して慎重を期すことは当然であるため、本件部分開示決定通知書に複数の記載誤りがあったことや根拠条文の記載が十分でなかったことにつき、実施機関は批判されてしかるべきではあるものの、これらの事実をもって、本件決定が取り消されるべきものであるとは認められない。

3 その他

以上に述べたほか、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも本件決定における本審査会の判断を左右するものではないため、言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

前記第5の2で述べたとおり、本件部分開示決定通知書においては、根拠法条や文書の件名の記載に誤りがあったものであることから、本審査会は、実施機関に対し、開示決定等を行う際には、慎重かつ適切に処理することを強く求める。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成30年11月22日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成30年12月6日	審議（第113回個人情報保護審査会）
平成31年1月8日	実施機関から反論書の写しを受理
平成31年2月13日	実施機関から再弁明書の写しを受理
平成31年2月14日	審議（第114回個人情報保護審査会）
平成31年3月15日	実施機関から反論書の写しを受理
平成31年3月18日	審議（第115回個人情報保護審査会）

千葉市個人情報保護審査会委員名簿
(2018年4月1日～2020年3月31日)

氏 名	役 職	備 考
井 原 真 吾	弁護士	職務代理者
栗 原 春 江	人権擁護委員	
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
松 田 浩 一	弁護士	